別表第1号費用の部「2　軌道事業及び鉄道事業」の表中「手当」を「手当賞与引当金繰入額」に、「その他修繕費」を「その他修繕費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」に、「損害保険料」に、「賃金」を「賃金賞与引当金繰入額」に、「修繕費」を「修繕費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」に、「寄附金」を「寄附金修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」に改める。

別表第1号費用の部「3　自動車運送事業」の表中「手当」を「手当賞与引当金繰入額」に、「修繕費」を「修繕費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」に、「油脂費」を「油脂費賞与引当金繰入額」に、「諸会費」を「諸会費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」に改める。

別表第1号費用の部「4　電気事業」の表中「手当」を「手当賞与引当金繰入額」に、「器具及び備品減価償却費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」を「器具及び備品減価償却費」に改める。

別表第1号費用の部「5　ガス事業」の表中「手当」を「手当賞与引当金繰入額」に、「減価償却費賞与引当金繰入額修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」を「減価償却費」に、「修繕費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」を「修繕費」に、「雑修繕費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」を「雑修繕費」に、「共有設備費分担額賞与引当金繰入額修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」を「共有設備費分担額」に改める。

別表第1号費用の部「6　病院事業」の表中「労務員手当」を「労務員手当賞与引当金繰入額」に、「修繕費」を「修繕費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」に、「退職給付費」を「退職給付費賞与引当金繰入額」に、「諸会費」を「諸会費修繕引当金繰入額特別修繕引当金繰入額」に改める。

別記第十号中

「前年度繰越利益剰余金（又は前年度繰越欠損金）	××××
当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）	××××

を

「前年度繰越利益剰余金（又は前年度繰越欠損金）	××××
その他未処分利益剰余金変動額	××××
当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）	××××

に改める。

別記第十三号中「収益化累計額　△××××」を「収益化累計額　××××」に改める。

（地方債に関する省令の一部改正）

第二条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の次に次の一条を加える。

第八条の三　前条の規定にかかわらず、当分の間、令第十五条第一項第一号の流動負債には、第七条第一号に掲げる経費に係る負債その他これに準ずるものとして総務大臣が認めるもののうち当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものを含めないものとする。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第403号）第15条第1項」を「第403号）第15条第2項」に改める。

第十九条第二項を同条第三項とする。

附則に次の一条を加える。

第四条　前条の規定にかかわらず、当分の間、令第三条第一項第一号イ及び第二号イ（令第十六条の規定により準用する場合を含む。）並びに令第四条第一号ロ及び第二号ロの流動負債には、第八条第一号に掲げる経費に係る負債その他これに準ずるものとして総務大臣が認めるもののうち当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものを含めないものとする。

2　前項の規定が適用される場合においては、令第十七条第二号の負債に係る前条の規定は、適用しないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（地方公営企業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第1条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）が、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二十号。以下この項において「一部改正政令」という。）附則第二条第二項の規定により一部改正政令第一条による改正後の地方公営企業法施行令第十二条、第十四条、第十五条、第十七条の二第一項第一号、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定（以下この項において「新令第十二条等の規定」という。）を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から、新規則の適用する場合においては、その新令第十二条等の規定が最初に適用される事業年度から、新規則の規定を適用する。